

「『競争セーフガード制度に基づく検証結果(2008年度)』に基づき講じるべき措置について(要請)」に対する東日本電信電話株式会社からの報告

1. 116番での加入電話等の移転受付においては、これまでも「東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」における営業面でのファイアーウォールを遵守するよう、周知・徹底を図ってきたところではありますが、今回の要請を受けて、以下のとおり改めて周知を行い、遵守徹底を図りました。

- ・ 3月13日 会議において当社支店長及び県域等子会社社長等に対して、116番への加入電話又はINSネット64の移転申込みを行う加入者に対し、当該加入者からの問い合わせが無いにもかかわらず活用業務であるフレッツ光の営業活動を行わないよう、再度社員周知・徹底を指示
- ・ 3月26日 当社支店及び県域等子会社に対して文書により、116番への加入電話又はINSネット64の移転申込みを行う加入者に対し、当該加入者からの問い合わせが無いにもかかわらず活用業務であるフレッツ光の営業活動を行わないよう、再度社員周知・徹底を指示

2. お客様が「フレッツ・テレビ」をNTT東日本による放送サービスと誤解することなく、放送サービスの提供主体が他社であることについて明確に理解できるようにするため、その旨を広告に明記すること等については、すべての広告物を対象に平成20年度に新たに設置した広告表示審査室において事前審査を行うこととするなどその徹底を図ってまいりましたが、その後、今年度の競争セーフガード制度の検証過程における指摘を踏まえ、当該注記について他の注記より目立ち視認しやすいよう文字色、ポイントを工夫するなど、お客様にわかりやすい広告表記の充実に努めてきたところでもあります。

さらに、今回の要請を受けて、以下のとおり改めて周知を行い、遵守徹底を図ることにより、お客様にとってより一層わかりやすい広告表示となるよう努めていく考えです。

- ・ 3月13日 会議において当社支店長及び県域等子会社社長等に対して、「フレッツ・テレビ」の広告表記に関し、事前審査の徹底等について、再度社員周知・徹底を指示
- ・ 3月26日 当社支店及び県域等子会社に対して文書により、「フレッツ・テレビ」の広告表記に関し、事前審査の徹底等について、再度社員周知・徹底を指示

3. 平成21年2月末時点における県域等子会社の取締役と当社の取締役等の兼務状況は別表(注)のとおりです。

県域等子会社においては、当社からの受託業務と業容拡大業務について、組織を分け、NTTドコモグループとの排他的な共同営業を行わないなど、法令等を遵守のうえ実施するとともに、顧客情報の目的外利用の禁止について業務委託契約に規定する等、公正競争確保のための適切な措置を講じております。

(注)別表については、経営上の秘密に属する情報であるため省略。